

○国際交流センター設置要項

令和3年4月1日
第6回国際交流委員会
第1回総務委員会

(趣旨)

第1 この要項は、本学学生、教職員及び留学生の国際交流活動の支援を行うための機関の設置及び組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 機関の名称は「国際交流センター」(以下、「センター」という。)と称する。

(所管)

第3 センターは、国際交流委員会の所管とする。

(構成員)

第4 センターの業務を統括する責任者としてセンター長を置き、学長が指名する教員を充てる。

2 センターの構成員は、前項に掲げる者のほか、学長がセンター長と協議のうえ、教職員の中から指名する。

3 センターに国際交流業務員その他必要な職員を置く。

(担当する業務)

第5 センターが行う業務は、次の事項とする。

- (1) 学生及び教職員の国際交流活動の支援
- (2) 海外の大学等との国際連携協定に関する事務手続き
- (3) 海外からの留学生の受入れに関する支援
- (4) 海外研究者等の招聘講演に関する事務手続き
- (5) 海外からの本学視察の受入れ
- (6) 海外に向けた情報発信
- (7) その他、国際交流の推進に必要な事項

(事務)

第6 前項各号の業務に必要な事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第7 この要項に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。